

国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略) 第 2 章 年俸制特定教員 (中 略) (契約期間) 第 5 条 年俸制特定教員の契約期間は、<u>五の事業年度以内とする。</u></p> <p>2 <u>契約期間は、これを更新しない。ただし、外部資金（寄附金（寄附講座及び寄附研究部門に係るものを除く。）及び間接経費を除く。以下同じ）又は特別経費により雇用する場合には、当該プログラム、プロジェクト等の継続する期間を限度として、これを更新することができる。</u></p> <p>3 <u>前項ただし書の規定により更新された契約期間の満了後に労働契約を更新しない場合には、契約期間満了日の30日前までにその旨を通知する。ただし、契約期間満了後に更新しないことをあらかじめ通知している場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>前項の場合において、年俸制特定教員が更新しない理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付するものとする。</u> (中 略) (他の規則の準用) 第 7 条 この章に定めるもののほか、年俸制特定教員の就業に関する事項については、就業規則（第 2 3 条及び第 6 4 条を除く。）の規定を準用する。ただし、同規則第 2 条第 3 項の規定により年俸制特定教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教員就業特例規則（平成 1 6 年達示第 7 1 号。以下「教員就業特例規則」という。）第 6 条の規定並びに就業規則第 3 1 条の規定により年俸制特定教員に準用する給与に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成 1 6 年達示第 8 0 号。以下「給与規程」という。）第 5 条から第 8 条まで、第 1 1 条から第 2 2 条まで、第 2 7 条から第 3 3 条の 6 まで、第 3 4 条及び第 3 5 条の規定は、この限りでない。</p>	<p>第 2 章 年俸制特定教員</p> <p>(契約期間) 第 5 条 年俸制特定教員の契約期間は、<u>当該プログラム、プロジェクト等の継続する期間以内とし、当該期間を限度として、これを更新することができる。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(特定有期雇用教職員の定義) 第 2 条 この規則において「特定有期雇用教職員」とは、次の各号に掲げるものをいう。 (1) 年俸制特定教員 任期を付して雇用する教員のうち、<u>総長の認める特定のプログラム、プロジェクト等により特定教授、特定准教授、特定講師又は特定助教の職名で雇用される者</u></p> </div> <p>2 前項の規定により更新された契約期間の満了後に労働契約を更新しない場合には、<u>契約期間満了日の30日前までにその旨を通知する。ただし、契約期間満了後に更新しないことをあらかじめ通知している場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 (同 左)</p> <p>(他の規則の準用) 第 7 条 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 前項本文の規定にかかわらず、就業規則第22条第1項第1号の規定は、博士課程教育リーディングプログラム(「京都大学大学院思修館」プログラムに限る。)により雇用する場合には、これを準用しない</p> <p>(中 略) 第3章 特定拠点教員 (中 略) (契約期間)</p> <p>第10条 特定拠点教員の契約期間は、<u>五の事業年度以内とする。ただし、当該プログラムの継続する期間を限度として、これを更新することができる。</u></p> <p>2 前項<u>ただし書</u>の規定により更新された契約期間の満了後に労働契約を更新しない場合の通知及び更新しない理由の証明書については、第5条第3項及び第4項の規定を準用する。 (他の規則の準用)</p> <p>第11条 この章に定めるもののほか、特定拠点教員の就業に関する事項については、就業規則(第22条、第23条及び第64条を除く。)の規定を準用する。ただし、同規則第2条第3項の規定により特定拠点教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、教員就業特例規則第6条の規定並びに就業規則第31条の規定により特定拠点教員に準用する給与に関する事項のうち、給与規程第5条から第8条まで、第11条から第22条まで、第27条から第33条の4まで、第33条の6、第34条及び第35条の規定は、この限りでない。</p>	<p>2 前項本文の規定にかかわらず、就業規則第22条第1項第1号の規定は、博士課程教育リーディングプログラム(「京都大学大学院思修館」プログラムに限る。)により雇用する場合又は<u>国際高等教育院において雇用する場合(大学が特に認める場合に限る。)</u>は、これを準用しない。</p> <p>3 前項の規定は、当該雇用する年俸制特定教員が労働契約法(平成19年法律第128号)第18条の規定により、期間の定めのない労働契約に転換した場合(以下「無期転換した場合」という。)においては、これを適用しない。</p> <p>第3章 特定拠点教員 (契約期間)</p> <p>第10条 特定拠点教員の契約期間は、<u>当該プログラムの継続する期間以内とし、当該期間を限度として、これを更新することができる。</u></p> <div data-bbox="826 862 1469 1234" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(特定有期雇用教職員の定義)</p> <p>第2条 この規則において「特定有期雇用教職員」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(2) 特定拠点教員 任期を付して雇用する教員のうち、世界トップレベル国際研究拠点形成促進プログラム(以下「トップレベル拠点プログラム」という。)又は最先端研究開発支援プログラム(以下「最先端プログラム」という。)により特定拠点教授、特定拠点准教授、特定拠点講師又は特定拠点助教の職名で雇用される者</p> </div> <p>2 前項の規定により更新された契約期間の満了後に労働契約を更新しない場合の通知及び更新しない理由の証明書については、第5条第2項及び第3項の規定を準用する。 (他の規則の準用)</p> <p>第11条 この章に定めるもののほか、特定拠点教員の就業に関する事項については、就業規則(第22条(無期転換した場合を除く。))第23条及び第64条を除く。)の規定を準用する。ただし、同規則第2条第3項の規定により特定拠点教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、教員就業特例規則第6条の規定並びに就業規則第31条の規定により特定拠点教員に準用する給与に関する事項のうち、給与規程第5条から第8条まで、第11条から第22条まで、第27条から第33条の4まで、第33条の6、第34条及び第35条の規定は、この限りでない。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第4章 特定外国語担当教員 (中 略)</p> <p>(準用) 第13条 第4条、第5条第1項及び第2項本文並びに第7条第1項の規定は、特定外国語担当教員に準用する。</p> <p>(中 略) 第5章 特定病院助教 (中 略) (準用) 第16条 第5条第1項及び第2項本文並びに第7条第1項の規定は、特定病院助教に準用する。</p> <p>(中 略) 第6章 特定専門業務職員 (中 略) (契約期間) 第19条 特定専門業務職員の契約期間は、<u>五の事業年度以内とし、通算5年の期間を限度として、更新することができる。</u></p> <p>2 前項の規定により更新された契約期間の満了後に労働契約を更新しない場合の通知及び更新しない理由の証明書については、<u>第5条第3項及び第4項の規定を準用する。</u> (他の規則の準用) 第20条 この章に定めるもののほか、特定専門業務職員の就業に関する事項については、就業規則(第23条及び第64条を除く。)の規定を準用する。ただし、同規則第31条の規定により特定専門業務職員に準用する給与に関する事項のうち、給与規程第5条から第8条まで、第11条から第22条まで及び第27条から第35条までの規定は、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、就業規則第22条第1項第3号の規定は、大学が特に認めた場合は、これを準用しない。</p>	<p>第4章 特定外国語担当教員</p> <p>(契約期間) 1 2条の2 特定外国語担当教員の契約期間は、<u>5年以内とし、通算5年の期間を限度として、更新することができる。</u> (準用) 第13条 第4条及び第7条第1項の規定は、特定外国語担当教員に準用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、就業規則第22条第1項第1号の規定は、<u>国際高等教育院において雇用する場合(大学が特に認める場合に限る。)</u>は、これを準用しない。</p> <p>第5章 特定病院助教</p> <p>(準用) 第16条 第7条第1項及び第12条の2の規定は、特定病院助教に準用する。</p> <p>第6章 特定専門業務職員</p> <p>(契約期間) 第19条 特定専門業務職員の契約期間は、<u>5年以内とし、通算5年の期間を限度として、更新することができる。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>総長の認める特定のプログラム、プロジェクト等により雇用される特定専門業務職員の契約期間は、当該プログラム、プロジェクト等の継続する期間以内とすることができる。この場合において、当該契約期間は、これを更新しない。</u></p> <p>3 第1項及び前項の規定にかかわらず、<u>大学が特に必要と認めた場合は、同項に定める期間を超えて更新することができる。</u></p> <p>4 第1項又は前項の規定により更新された契約期間の満了後に労働契約を更新しない場合の通知及び更新しない理由の証明書については、<u>第5条第2項及び第3項の規定を準用する。</u> (他の規則の準用) 第20条 (同 左)</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、就業規則第22条第1項第3号の規定は、<u>大学が特に認めた場合(無期転換した場合を除く。)</u>は、これを準用しない。</p>

改正前	改正後
<p>3 第1項ただし書の規定にかかわらず、特定専門業務職員で管理監督者相当職（給与規程別表第9で定める俸給の特別調整額支給対象者に準ずる者）に就いている者については、給与規程第27条の規定を準用するものとし、同規程第23条及び第24条の規定は、これを準用しない。</p> <p>（中略） 第7章 特定職員 （中略） （契約期間） 第23条 特定職員の契約期間は、<u>五の事業年度以内とする。</u></p> <p>2 <u>契約期間は、これを更新しない。ただし、トップレベル拠点プログラム又は最先端プログラムにより雇用する場合には、当該プログラムの継続する期間を限度として、更新することができる。</u></p> <p>3 前項ただし書の規定により更新された契約期間の満了後に労働契約を更新しない場合の通知及び更新しない理由の証明書については、第5条第3項及び第4項の規定を準用する。</p> <p>（中略） 第8章 特定研究員 （中略） （契約期間） 第27条 特定研究員の契約期間は、<u>五の事業年度以内とし、通算5年の期間を限度として、更新することができる。ただし、外部資金又は特別経費により雇用する場合には、当該プログラム、プロジェクト等の継続する期間を限度とする。</u></p>	<p>3 （同左）</p> <p>第7章 特定職員 （契約期間） 第23条 特定職員の契約期間は、<u>5年以内とし、通算5年の期間を限度として、更新することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、総長の認める特定のプログラム、プロジェクト等により雇用される特定職員の契約期間は、当該プログラム、プロジェクト等の継続する期間以内とすることができる。この場合において、当該契約期間は、これを更新しない。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、トップレベル拠点プログラム又は最先端プログラムにより雇用される特定職員の契約期間は、当該プログラムの継続する期間以内とし、当該期間を限度として、更新することができる。</u></p> <p>4 <u>前各項の規定にかかわらず、大学が特に必要と認めた場合は、同項に定める期間を超えて更新することができる。</u></p> <p>5 第1項、第3項又は前項の規定により更新された契約期間の満了後に労働契約を更新しない場合の通知及び更新しない理由の証明書については、第5条第2項及び第3項の規定を準用する。</p> <p>第8章 特定研究員 （契約期間） 第27条 特定研究員の契約期間は、<u>5年（プログラム、プロジェクト等により雇用される場合にあっては、当該プログラム、プロジェクト等の継続する期間。以下この項において同じ。）以内とし、通算5年の期間を限度として、更新することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、プログラム、プロジェクト等により雇用される特定研究員の契約期間は、当該プログラム、プロジェクト等の継続する期間以内とし、当該期間を限度として、これを更新することができる。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 前項の規定により更新された契約期間の満了後に労働契約を更新しない場合の通知及び更新しない理由の証明書については、第5条第3項及び第4項の規定を準用する。 (準用)</p> <p>第28条 第6条及び第20条第1項の規定は、特定研究員に準用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、就業規則第22条第1項第3号の規定は、トップレベル拠点プログラム又は最先端プログラムにより雇用する場合において大学が特に認めた場合は、これを準用しない。 (中略)</p> <p>第9章 特定医療技術職員 (中略) (契約期間)</p> <p>第30条 特定医療技術職員の契約期間は、一の事業年度以内とする。</p> <p>2 契約期間は、これを更新することがある。ただし、初めて特定医療技術職員として雇用された日から通算5年の期間を限度とする。</p> <p>3 前項の規定により更新された契約期間の満了後に労働契約を更新しない場合の通知及び更新しない理由の証明書については、第5条第3項及び第4項の規定を準用する。 (後略)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(特定有期雇用教職員の定義)</p> <p>第2条 この規則において「特定有期雇用教職員」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(7) 特定研究員 任期を付して雇用する職員のうち、<u>総長の認める特定のプログラム、プロジェクト等により雇用される者</u></p> </div> <p>3 第1項の規定により更新された契約期間の満了後に労働契約を更新しない場合の通知及び更新しない理由の証明書については、第5条第2項及び第3項の規定を準用する。 (準用)</p> <p>第28条 (同左)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、就業規則第22条第1項第3号の規定は、トップレベル拠点プログラム又は最先端プログラムにより雇用する場合において大学が特に認めた場合(無期転換した場合を除く。)は、これを準用しない。</p> <p>第9章 特定医療技術職員 (契約期間)</p> <p>第30条 } (同左)</p> <p>2 } (同左)</p> <p>3 <u>前項ただし書の規定にかかわらず、大学が特に必要と認めた場合は、同項ただし書に定める期間を超えて更新することができる。</u></p> <p>4 第2項又は前項の規定により更新された契約期間の満了後に労働契約を更新しない場合の通知及び更新しない理由の証明書については、第5条第2項及び第3項の規定を準用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の日の前日においてプログラム、プロジェクト等により雇用される特定専門業務職員又は特定職員については、改正後の第19条第2項後段及び第23条第2項後段の規定にかかわらず、当該プログラム、プロジェクト等の継続する期間を限度として、1回に限り更新することができる。</p>